

食中毒の発生について

平成27年2月12日

記者発表資料

[概要]

平成27年2月9日(月)午後2時10分頃、都留市内の医療機関の医師から、都留市内の飲食店を利用した患者4名が食中毒症状を呈しているとの連絡があった。

飲食店を管轄する富士・東部保健所が調査を行ったところ、ノロウイルスの感染を疑う共通食が当該施設のみであったこと、調理従事者と患者の検便からノロウイルスが検出されたこと、患者症状がノロウイルスの特徴と一致していること、患者を診察した医師から食中毒患者発生届が提出されたことから、当該施設で提供した食事を原因とする食中毒と断定した。

- 1 発症日時 平成27年2月8日(日)午後6時頃～
- 2 喫食者数 4名
- 3 患者数 4名
- 4 主な症状 嘔吐、下痢
- 5 原因施設 所在地 都留市
業種 飲食店営業
- 6 原因食品 当該施設で2月7日(土)の昼に提供された食品
- 7 病因物質 ノロウイルス
- 8 措置 平成27年2月12日から2月14日までの3日間の営業停止
- 9 その他 患者は全員快方に向かっています。

(参考)山梨県の集団食中毒発生状況(本件を含む)

	発生件数	患者数	死亡者数
本年	5件	126名	0名
平成26年	6件	141名	0名

(問い合わせ先)

福祉保健部衛生薬務課
食品衛生・動物愛護担当
電話 055-223-1489(内線3457)